第7章 運営上の留意事項

1 生徒の引率について

引率にあたっては技術指導のみでなく、生徒の行動や事故防止についても指導することが大切です。特に、会場への移動に関わる安全については、対人管理と対物管理について配慮が必要となります。

(1) 対人管理

- ア 日頃から学校教育の中での「安全教育」を計画的・継続的に実施し、生徒の安全についての意識を高めておく必要があります。
- イ 事故発生の要因として、部員の心身の状態が大きく影響することが多いため、健康 観察を的確に行うことが大切です。
- ウ 日常の行動観察等から、特に注意を要する生徒について、個別に指導をするなどの 細かな配慮を行う必要があります。
- エ 不慮の事故等に備えて、緊急時の救急体制を整備しておくことが必要です。
- オ 近年、生徒が加害者になるケースもみられることから、「傷害保険」等の紹介を保 護者に行うことも考えられます。

(2) 対物管理

交通事情等により、自転車等を利用した会場移動が行われることがあり、その際には、 各自の自転車の安全点検等も実施しておくことが必要となります (ヘルメット着用の推 奨)。

(3) その他

- ア 徒歩や自転車以外の移動は、公共交通機関(県立学校の場合は県有学校自動車も可)の利用が原則となります。問題となるケースは、顧問が生徒を自家用車等に乗せて事故に遭遇した場合や送迎を依頼した保護者が事故に遭遇した場合です。これらの場合は、自ら運転した顧問、あるいは保護者に依頼した顧問の責任に止まらない重大な問題が発生することを留意する必要があります。
- イ 学校によっては、PTA等で保険に加入しているケースもあるので、保険の内容等 を確認しておく必要があります。

県立学校の場合、県外遠征等については、栃木県教育委員会事務局学校安全課への承認申請・届出が必要です。海外で実施する場合は承認申請、宿泊をともなう場合(ただし学校敷地内で実施するものを除く)は届出が必要です。

※ 登山については、平成30年12月県教育委員会が策定した「登山計画作成のためのガイドライン」を参照の上、適切に対応しましょう。

2 部活動に係る運営経費について

各部が個別に徴する部費や合宿費は、保護者が負担している経費で、学校徴収金の性格 を持つ経費と考えられます。

誰が見ても納得できる目的・内容・効果等が勘案された支出でなければなりません。 校長の意志決定の下に、保護者から必要金額を徴収し、預かった現金については決算報告まで行う必要があります。

(1) 通知・領収書の 発行	運営経費等の徴収については、保護者宛ての通知、領収した際は、領収書を校長及び顧問の連名で発行するようにしましょう。
(2) 現金の保管及び 管理	口座管理を原則とします。経費を全て一つの封筒に入れて持ち歩いたり、机の引き出しに入れておいたりするケースが考えられますが、そうした管理の仕方は、紛失や盗難につながったり、会計処理が不正確になる原因となりますので、現金は速やかに金融機関に預貯金することとし、集金や支払も可能な限り口座を利用し、早期に執行するようにしましょう。 なお、口座届出印鑑と通帳を異なる方が管理することにも配慮するとともに、生徒が現金を取り扱うことがないようにしましょう。
(3) 個人負担の軽減 化及び業者選定の 適正化	個人負担の経費については先を見据えて、計画的に何が必要か 検討を重ね、負担を軽減するよう配慮するとともに、経費の必要 性や明細を書面で示し、保護者の理解を得るようにしましょう。 物品購入に関しては、業者の選定を公正に行い、その経緯も明確 にするとともに事務職員や管理職とも相談するようにしましょう。
(4) 出納、会計報告	支払後は必ず領収書を受領し、現金出納簿と領収書が照合できるようにしましょう。なお、会計報告は、監査及び監査報告等、チェックのためのシステムづくりと手順を踏み、定期的に保護者宛てに通知するようにしましょう。
(5) 帳簿類の保管	公金の取扱いに準じます。 適正な会計処理の根拠となるものなので、学校の金庫等に適切 に保管するようにしましょう。

3 不祥事防止について

(1) 体罰防止に向けて

体罰は、学校教育法第 11 条で明確に禁止されている行為であるとともに、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではありません。

部活動指導にあたっては、指導者自身が「意図する、しない」に関わらず、生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを常に認識しておく必要があります。日常の活動を通じて、生徒の個性や能力に応じたきめ細かい指導に努める、機会があるごとに自身の体罰等に関する認識を再確認することが重要です。また、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるとともに、絶対に体罰をしないという高い意識を持って望むことが必要です。

校内研修や顧問間の連携など、学校全体として積極的に体罰防止に取り組んでください。

ア 体罰禁止の法的根拠

学校教育法

第十一条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めると ころにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰 を加えることはできない。

体罰を行なった教職員は、懲戒処分(免職・停職)の対象となります。

特に以下のような場合、行政上の責任 (懲戒処分など) 以外にも、刑事上の責任 (傷害, 暴行罪、監禁罪など) や民事上の責任 (傷害に対する治療費や慰謝料などの損害賠償) を問われることになります。

- ●児童生徒を死亡又は重大な後遺症を残す負傷を負わせた。
- ●常習的に行っていた。
- ●態様が特に悪質であった。
- イ 『運動部活動での指導のガイドライン (平成25年5月文部科学省)』(抜粋)
 - 4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項
 - ⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかり 区別しましょう
 - 運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。
 - 学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになります。

校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。 学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校を顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成 25 年 3 月 13 日 に「体罰根絶宣言」を発表しています。

日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年4月25日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。

さらに、全国高等学校体育連盟は、平成26年5月20日に「体罰根絶全国共通ルールの制定について」、また、日本中学校体育連盟は、平成29年11月29日に「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応」決定についてを通知し、全国共通ルールを制定し、未然防止を図っています。

両宣言や通知は各団体のホームページに掲載されています。

○ 学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。(「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知))

○ 運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。

各地方公共団体、学校、指導者は、このような整理の基となる考え方を参考に、 スポーツの指導での共通的及び各スポーツ種目の特性に応じた指導内容や方法等 を考慮しつつ、検討、整理の上、一定の認識を共有し、実践していくことが必要です。

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画に則り、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。(生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶつけたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。)(例)・バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。

・柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心 者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復し て行わせる。

- ・練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分に させてから技の稽古に参加させる。
- ・野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の 取組内容等を自分たちで導き出させる。

学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに 行われると考えられるものの例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

- (例)・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させると ともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて反則行為の危険性等を説諭する。
 - ・練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を 行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組 を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後 の取組姿勢の改善を促す。

有形力の行使であるが正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)として考えられるものの例

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」では、「児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置である懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。

また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。」とされています。下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

- 生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにや むを得ず行った有形力の行使
 - (例)・生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目前 の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使

- (例)・練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ 可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るよ うに指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
 - ・試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生 徒を押さえ付けて制止させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通 念等から、指導者による次記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許 されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが 必要です。

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い 又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
- (例)・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復 行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇 的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したり するような)な発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う 場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないよう 注意を払うことが必要です。

※平成 25 年 5 月 27 日「運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議」作成 「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書|より

(2) セクシャルハラスメントの防止に向けて

指導者と生徒の人間関係の中で、親しさを表すつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があります。不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、個々の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておかなければなりません。特に、個人指導の際には以下の点に注意をしてください。

- ①他の生徒や教職員の前で行う事を原則とし、特定の生徒を多く指導することはしない。
- ②生徒を個人として尊重し、指導を受けている生徒が不快感をもつような発言(容姿や体形、性に関する内容)や身体的接触は避けること。
- ③不適切な時間帯や場所で個別の指導を行わない。特に用事がないにも関わらず部 員の部屋に入らないようにする。



わいせつ行為・セクハラ行為を行なった教職員は、 次のような懲戒処分の対象となります。

- **◆わ い せ つ 行 為は、「懲戒免職」**
- ◆悪質なセクハラ行為 は、「懲戒免職」 又は 「停 職」